

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市立中央図書館建替再整備に関し、様々な分野の専門家から意見を聴取するため、佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、佐久市立中央図書館の建替再整備に係る基本構想及び基本計画に関し、必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館等の建設及び運営に関し識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月17日から施行する。